

わかりやすい 令和7年分

年末調整

実務のポイント



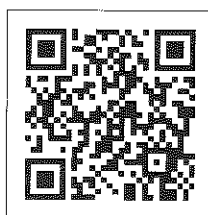
公益財団法人
全国法人会総連合

**令和 7 年分
わかりやすい 年末調整実務のポイント
解説動画のご視聴について**

本冊子の解説動画をご覧いただくことができます。

スマートフォンなどで以下のQRコードを読み取るか、
または、「全法連動画チャンネル」で検索してご覧く
ださい。

QRコード



※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

はじめに

年末調整とは、給与の支払者が、給与の支払を受ける人（給与所得者）の各人ごとに、その年中に支給されることが確定した給与の総額について納めるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます）の年税額（年調年税額）を算出し、その年税額と毎月（日）の給与や賞与から源泉徴収していた所得税等の合計額との間に生じた差額について、その過不足額を精算する手続をいいます。

この差額が生ずる要因として、①給与等の税額表は年間を通して毎月（日）の給与の額に変動がないものとして作成されていますが、実際には昇給や残業手当により毎月の給与額が変動すること、②年途中で控除対象扶養親族等の数が増減しても年初にさかのぼって再計算しないこと、③生命保険料控除、地震保険料控除等は年末調整の際に控除することなどがあります。

この年末調整により、多くの給与所得者は所得税等の納税が完結し、確定申告の必要がなくなることから、年末調整は給与所得者にとっても給与の支払者にとっても重要な手続といえます。

令和 7 年度税制改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。この改正は、令和 7 年 12 月 1 日に施行されますので、令和 7 年 12 月に行う年末調整など、令和 7 年 12 月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

本冊子が、より適正・円滑な年末調整事務の一助になれば幸いです。

なお、本書の発行に当たっては、税理士の杉尾充茂先生にご執筆、ご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

I	昨年と比べて変わった点	3
	令和 7 年 12 月 1 日以後に行う年末調整の改正	3
	【令和 8 年 1 月 1 日以後に適用される改正】	4
II	年末調整の手続	5
	① 年末調整の対象となる人	5
	② 年末調整の手順	6
III	年税額の計算のための準備	7
	① 申告書等の準備	7
	② 「扶養控除等（異動）申告書」の提出・記載内容の確認	8
	③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	21
	④ 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	23
	⑤ 「特定親族特別控除申告書」の提出・記載内容の確認	28
	⑥ 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	31
	⑦ 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	33
	⑧ 「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認	40
IV	令和 7 年分年税額の計算	47
V	徴収税額との精算	50
VI	年末調整の再調整	52
VII	法定調書の作成と提出	53
	① 法定調書の作成と提出期限	53
	② 提出方法	53
	③ 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等	55
	④ 記載例	56

参考 令和 7 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 60-68